

(案)

いしかわ食の安全・安心の取組み

(平成28年度食の安全・安心の確保に関する行動計画)

平成28年4月

石川 県

平成28年度 食の安全・安心の確保に関する行動計画

I 目的

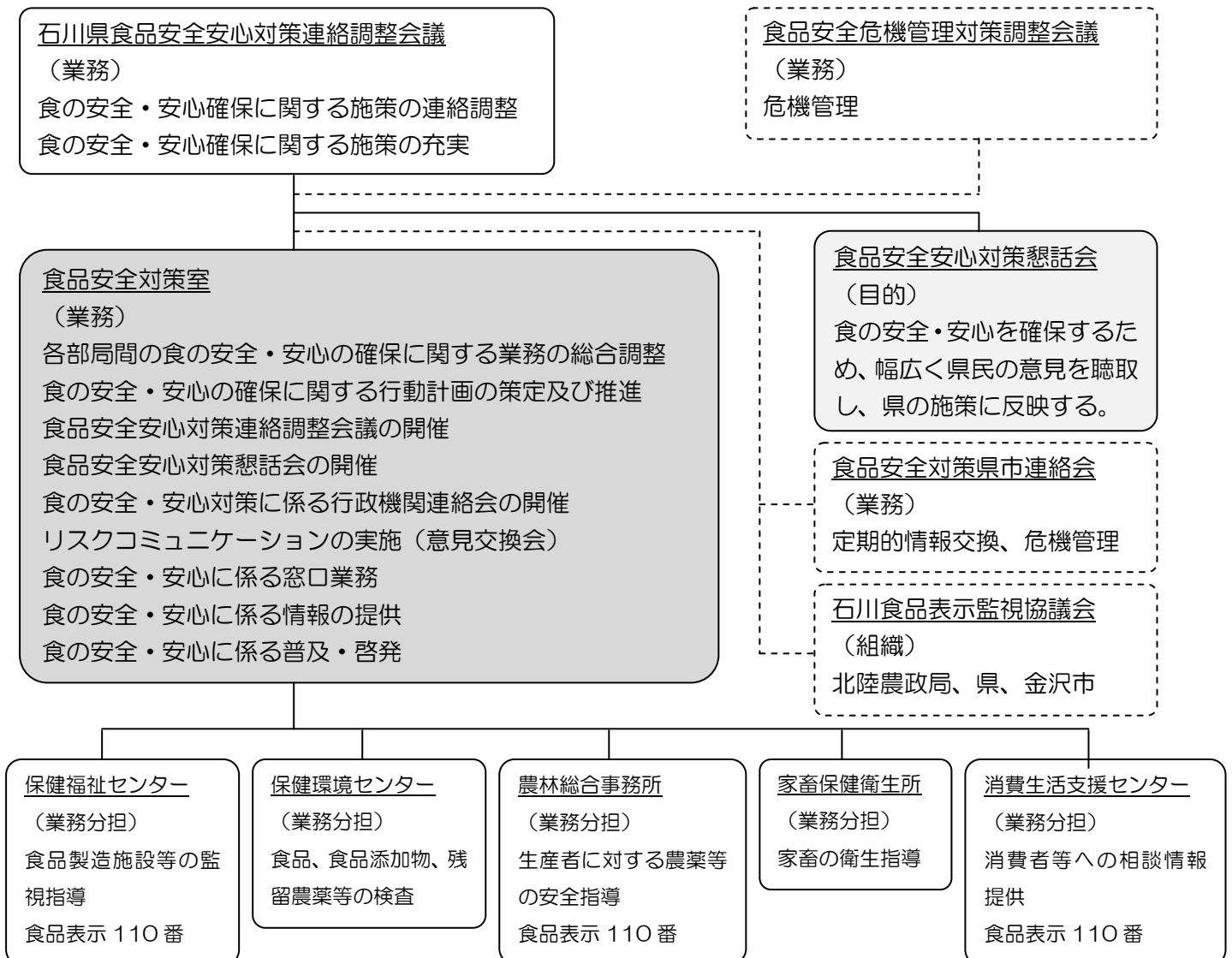
「食」は人の生命の維持・健康の増進に直結するものであり、県民全てに深く関係する事柄であり、県政の重要課題です。

こうした観点から、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、「食の安全・安心の確保に関する基本方針（平成16年2月）」を策定し、食の安全・安心の確保と県民の食に対する不安・不信の払しょくに資するため、年度ごとに行動計画を作成し、具体的な取組みを推進してきたところです。

平成27年3月には、「石川県食の安全・安心推進条例」を制定しました。この条例の目的である、『県民はもとより、観光等で本県に滞在する全ての人が健康で安全に安心して暮らすことができる社会の実現への寄与』の達成に向け、県及び事業者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項等を定め、年度ごとに行動計画を作成し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本計画は、石川県食の安全・安心推進条例第15条に基づいて設置される「石川県食品安全安心対策懇話会」にその内容を諮り、意見を反映し策定されるものです。

食の安全・安心対策推進体制



Ⅱ 基本的な考え方

これまでの取組みの経緯

平成 15 年度

国内での BSE 発生、食品の偽装表示事件、県内の学校給食用牛乳に関する事故等を踏まえ、県民の食の安全・安心を確保するため、総合的な施策実施の指針として「食の安全・安心の確保に関する基本方針」を策定しました。

平成 16 年度

「基本方針」に基づき諸施策を展開するため、年度ごとに「行動計画」を策定することとしました。その初年度である 16 年度は、15 年度における学校給食用牛乳に係る事故の発生等を踏まえ、重点項目として次の 3 つの柱を掲げ、諸施策を推進しました。

- 1 食の安全・安心確保に係る基盤の整備
- 2 大規模施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視指導
- 3 県民に対する安心確保の施策の充実

平成 17 年度

平成 16 年度行動計画において重点項目に掲げた 3 つの課題については、概ね計画どおりに進捗し、当初の目的を達成したものと理解しましたが、17 年度行動計画においては、基本的に 16 年度の取組みの考え方を踏襲しつつ、優先すべき課題を踏まえ、食の安全及び県民の安心確保をより一層強化していく必要があるとの観点から、3 つの柱を見直しました。

- 1 生産から消費に至る安全確保の施策を総合的に推進する
- 2 県民に対する安心確保の施策を充実する
- 3 食の安全・安心確保に係る基盤の強化を図る

平成 18 年度～平成 21 年度

賞味期限の改ざんや、産地偽装、中国製ギョウザによる食中毒、メラミン混入食品、事故米の不正流通等、全国的に食に関する事件事故が多発する中、これまでの 3 つの主要な柱を継続し、諸施策を推進しました。

平成 22 年度～平成 26 年度

食に関する諸課題に対応するための庁内体制づくりは、平時においても部局横断で連携に努めており、概ね基盤の整備はできたことから、安全性確保のための取組みは、これまでどおり着実にかつ継続的に推進していくとともに、県民に対する安心の確保に一層の重点を置いた施策に取り組みました。

また、平成 26 年度には、北陸新幹線の金沢開業を契機に、関係者が一丸となって食の安全・安心の確保に取り組むという強い姿勢を示し、県民及び観光客等が本県の大きな魅力である食を安心して楽しめるよう「石川県食の安全・安心推進条例」を制定しました。

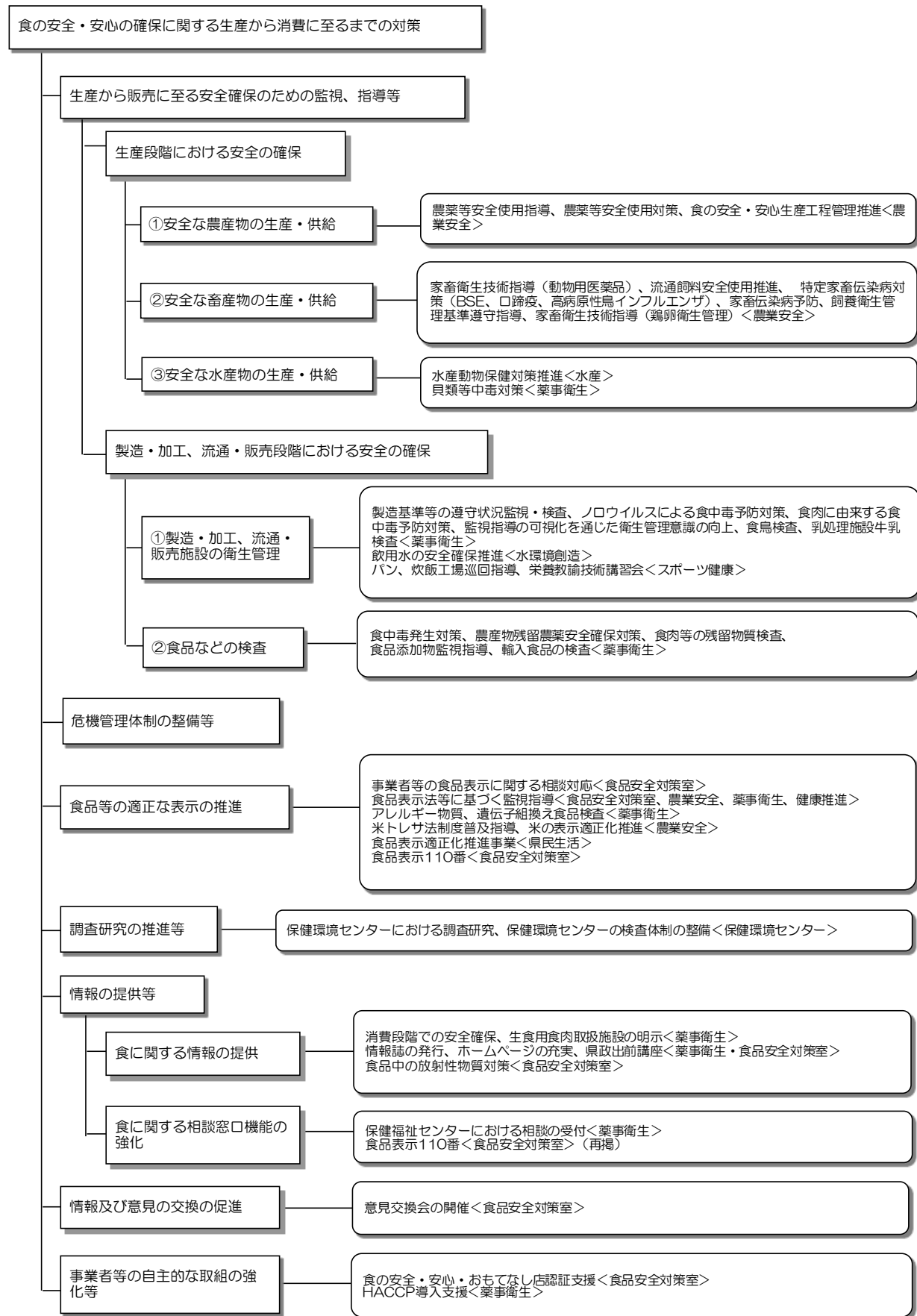
平成 27 年度

条例の制定に伴い、事業者等の自主的な取組の強化を推進するとともに、平成 27 年 4 月に施行された食品表示法について、相談窓口を食品安全対策室にワンストップ化することで、窓口機能を強化し、事業者からの食品表示に関する相談対応や消費者への制度の周知など、食品表示の適正化及び普及啓発に取り組みました。

平成 28 年度の取組方針

食の安全・安心推進条例に規定する基本理念に基づき、食の安全・安心の確保に向けた基本的施策に取り組んでいきます。

Ⅲ 平成28年度基本的施策の体系



平成28年度個別事業計画については[こちら](#)

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoku_anken/documents/h28_kobetukeikaku.pdf